秋田市	秋田海上保安部	〒011―0945	秋田市土崎港西１―７―35
水戸市	茨城海上保安部	〒311―1214	ひたちなか市和田町３―４―16
東京都	第三管区海上保安本部	〒231―8818	横浜市中区北仲通５―57
横浜市	横浜海上保安部	〒231―0001	横浜市中区新港１―２―１
新潟市	新潟海上保安部	〒950―0072	新潟市中央区竜が島１―５―４
松本市	第九管区海上保安本部	〒950―8543	新潟市中央区美咲町１―２―１
静岡市	清水海上保安部	〒424―0922	静岡市清水区日の出町９―１
名古屋市	第四管区海上保安本部	〒455―8528	名古屋市港区入船２―３―12
金沢市	金沢海上保安部	〒920―0211	金沢市湊４―13
京都市	第八管区海上保安本部	〒624―8686	舞鶴市字下福井901
舞鶴市	舞鶴海上保安部	〒624―0946	舞鶴市字下福井901
大阪市	大阪海上保安監部	〒552―0021	大阪市港区築港４―10―３
神戸市	第五管区海上保安本部	〒650―8551	神戸市中央区波止場町１―１
和歌山市	和歌山海上保安部	〒640―8287	和歌山市築港６―22―２
米子市	境海上保安部	〒684―0034	境港市昭和町９―１
広島市	第六管区海上保安本部	〒734―8560	広島市南区宇品海岸３―10―17
高松市	高松海上保安部	〒760―0064	高松市朝日新町１―30
松山市	松山海上保安部	〒791―8058	松山市海岸通2426―５
高知市	高知海上保安部	〒780―8010	高知市桟橋通５―４―55
福岡市	福岡海上保安部	〒812―0031	福岡市博多区沖浜町８―１
北九州市	第七管区海上保安本部	〒801―8507	北九州市門司区西海岸１―３―10
長崎市	長崎海上保安部	〒850―0921	長崎市松が枝町７―29
佐世保市	佐世保海上保安部	〒857―0852	佐世保市干尽町４―１
対馬市	対馬海上保安部	〒817―0016	対馬市厳原町東里341―42
熊本市	熊本海上保安部	〒869―3207	宇城市三角町三角浦1160―20
大分市	大分海上保安部	〒870―0107	大分市大字海原字地浜916―５
宮崎市	宮崎海上保安部	〒887―0001	日南市油津４―12―１
鹿児島市	第十管区海上保安本部	〒890―8510	鹿児島市東郡元町４―１
奄美市	奄美海上保安部	〒894―0034	奄美市名瀬入舟町22―１
那覇市	第十一管区海上保安本部	〒900―8547	那覇市港町２―11―１
石垣市	石垣海上保安部	〒907―0013	石垣市浜崎町１―１―８

ウ　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
　受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

13　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記の受験申込用紙の交付機関に行うこと。
　なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１―２―３）に行うこと。

⑵　受験申込用紙等の請求を郵便により行う場合には、205円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第７３号
千葉県柏市逆井２丁目33番２―303号
債務者　相川　行雄
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　晋
4　破産債権の届出期間　平成28年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月12日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２３５号
千葉県我孫子市下ケ戸696番地の１（204号）
モデルノ・アロッジオ
債務者　清水　慧樹（旧氏名清水麻里・清水恭吾）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見付　泰範
4　破産債権の届出期間　平成28年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月12日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２８６号
千葉県松戸市幸谷459番地の３　メイクスＢ―203号
債務者　福田　　達
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今野　　遼
4　破産債権の届出期間　平成28年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３４７２号
東京都清瀬市竹丘２丁目33―23
債務者　宮崎　律子（旧姓赤澤）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　由佳
4　破産債権の届出期間　平成28年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５３９号
東京都杉並区和泉２丁目13―39―703
債務者　上杉　武史
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　知史
4　破産債権の届出期間　平成28年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５５４号
東京都江戸川区平井７丁目27―２　ガーデンテラスサンリバー１Ａ
債務者　中山　保幸
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八藤後　淳
4　破産債権の届出期間　平成28年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年９月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部